

安全衛生分科会報告に向けての議論のまとめの方向性（公益委員案）

1 化学物質管理のあり方

（１）リスクアセスメントの実施

- 一定の危険有害性が確認されている化学物質（例えば安全データシート（SDS）の交付を義務づけている化学物質を検討）について、事業者が新規に採用する等の場合に、事業者に対してリスクアセスメントを実施させる方向で考える。
- 中小規模事業場で適切にリスクアセスメントが実施されるよう、国は支援を行うことが必要であり、その方策についてさらに検討を深める。

（２）ラベル表示の拡大

- 譲渡・提供する際に容器等にその危険有害性等を記載したラベルを表示することを譲渡者、提供者に義務づけている化学物質の範囲を拡大する方向で考える（例えば安全データシート（SDS）の交付を義務づけている化学物質まで範囲を拡大することを検討）。

2 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

（１）安全衛生水準の高い企業の評価・公表

- 企業の安全衛生水準を客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入する。具体的な評価方法については、専門家等の意見を聴きつつ、業種別の状況や中小企業の状況も踏まえ、さらに検討を深める。

（２）重篤な労働災害を繰り返す企業の改善方策

- 法令等に違反し、一定期間内に、同じような重篤な労働災害を複数の事業場で繰り返して発生させた事業者に対して、企業全体で改善を図らせるための計画を作成するよう国が指示することができる方向で考える（事業者が計画の作成指示に従わない場合等、改善が見込まれない場合は、例えば企業名を公表することなども検討）。

3 欠陥のある機械等の回収・改善方策

- 引き続き行政指導により回収・改善を促進することとし、回収・改善を促進するために必要がある場合は、公表するよう行政指導するとともに、必要に応じて国が公表に協力する等の取組を行い、今後の対策の進捗状況を踏まえ、引き続き検討する。

4 企業における安全管理体制の適正化

- 安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務づけられていない業種において、安全管理体制の整備が促進されるよう、当面行政指導で対応し、対策の進捗状況を踏まえ、引き続き検討する。
- 安全管理体制の整備促進を図るための支援策について、さらに検討を深める。

5 第三者に施設等を使用させる施設等管理者の安全衛生管理

- 平成25年3月25日付けで厚生労働省が策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図り、荷主等による取組を促進し、対策の進捗状況を踏まえ、引き続き検討する。

6 規制・届出等の見直し

- 電気使用設備の定格容量が300kW以上の事業場において、建設物、機械等の設置、移転等を行う製造業等の事業者に対して、事前に届出を求めている労働安全衛生法第8条第1項を廃止する方向で考える。

7 職場におけるメンタルヘルス対策

- 前回の建議に基づく法案の内容を踏まえつつ、労働者自身のストレスの状況についての気づきを促し、ストレスの状況を早期に把握して必要な措置を講じることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するとともに、職場の改善につなげることで、職場のストレス要因を低減させることを目的として、新たな仕組みを設ける方向で考える。この際、次の点に留意する。
 - ・ストレスの状況の把握結果を、適切な措置につなげること。
 - ・各事業場ですでに行われている取組を十分勘案すること。
 - ・必要な対応を行う場合に労働者に不利益な扱いとならないよう配慮すること。

8 職場における受動喫煙防止対策

- 前回の建議に基づく法案の内容を踏まえる。ただし、一部の事業場での取組が遅れている中で全面禁煙や空間分煙を事業者の義務とした場合、国が実施している現行の支援策がなくなり、その結果かえって取組が進まなくなるおそれがあるとの意見が出されたこと、前回の建議後に受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場が増加していることにも十分に留意する。

9 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の対象への追加

- 前回の建議に基づく法案の内容とする。